

再資源化事業等高度化法の認定を受けて 設置する廃棄物処理施設の設備は、 固定資産税の軽減措置を受けられます！

再資源化事業等高度化法に係る認定（類型①又は類型②に限る）を受けて、
新設する廃棄物処理施設の対象設備は、その固定資産税を半分に軽減できます。

拡充措置の内容

再資源化事業等高度化法の認定対象施設における
設備の**固定資産税の課税標準価格を1/2**にする。

※納入税額＝課税標準額×税率

適用期限

令和8年3月31日

（期限までに事業の用に供する必要があります。）

＜措置のイメージ＞

固定資産税課税標準価格

1/2



根拠条文

- ・ 地方税法 附則 第十五条第二項
- ・ 地方税法施行規則 附則 第六条第十八項

※令和7年11月29日時点

減税手続き

- ①・② 国へ再資源化事業等高度化法に係る計画の認定
申請を行い、認定を受けます。
- ③ 計画認定後、同計画に基づき設備投資を行います。
- ④ 「市町村指定書類」を添付して税務申告します。

①認定申請 ③設備投資・取得

環境大臣

事業者等

市町村

②高度化法認定

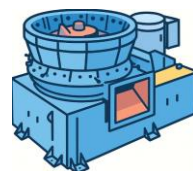
④税務・軽減申告

（課税標準価格の特例届出）

措置対象となる者

【類型①】事業形態の高度化

【対象者】製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進すべく、「公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置」の対象を拡充を受け、**新設**する廃棄物処理施設のうち、**対象設備**を取得等した者



破砕装置

【類型②】分離・回収技術の高度化

【対象者】分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進すべく、「公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置」の対象を拡充を受け、**新設**する廃棄物処理施設のうち、**対象設備**を取得等した者



選別装置

措置対象となる設備

※地方税法施行規則 附則 第六条第十八項

【対象】焼却装置、溶融装置、破砕装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破砕装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するもの

再資源化事業等高度化法について ▶ 環境省 高度化法

検索

詳細（要件・条件・その他）については、専用HPをご覧ください。
お問い合わせ先となるコールセンター等の連絡先も掲載しています。